

ごみ集積所構造物設置費の助成手続き

1 制度の概要

(1) 目的

ごみ集積所への構造物の設置により地域環境の美化及びごみ処理の適正化を促進し、生活環境の保全と公衆衛生の向上を図ります。

(2) 助成対象

ごみ集積所に設置及び整備した構造物の製作費用。(市に届出をした集積所)

- ① 市の「ごみ集積所設置等承認通知」を受けている集積所であること。
- ② ごみ収集作業と歩行者の安全が確保できる場所で、歩行者や車両の通行の妨げにならないよう集積所を当該町内会等が適正に維持管理できる集積所であること。
- ③ 各種法令を遵守した構造物設置場所であること。

〈助成対象とならない集積所〉

- ・過去5年間にこの制度を利用したごみ集積所
- ・道路(側溝を含む)、水路、河川、公園、農地等に設置する集積所
- ・市が許可を認めない場所に設置する集積所(参考:裏面ページ)
- ・ニュータウン造成時に管理会社等が設置した集積所
- ・アパート、マンションの入所者のために管理会社等が設置した集積所
- ・公務員宿舎のために住宅団地に設置した集積所

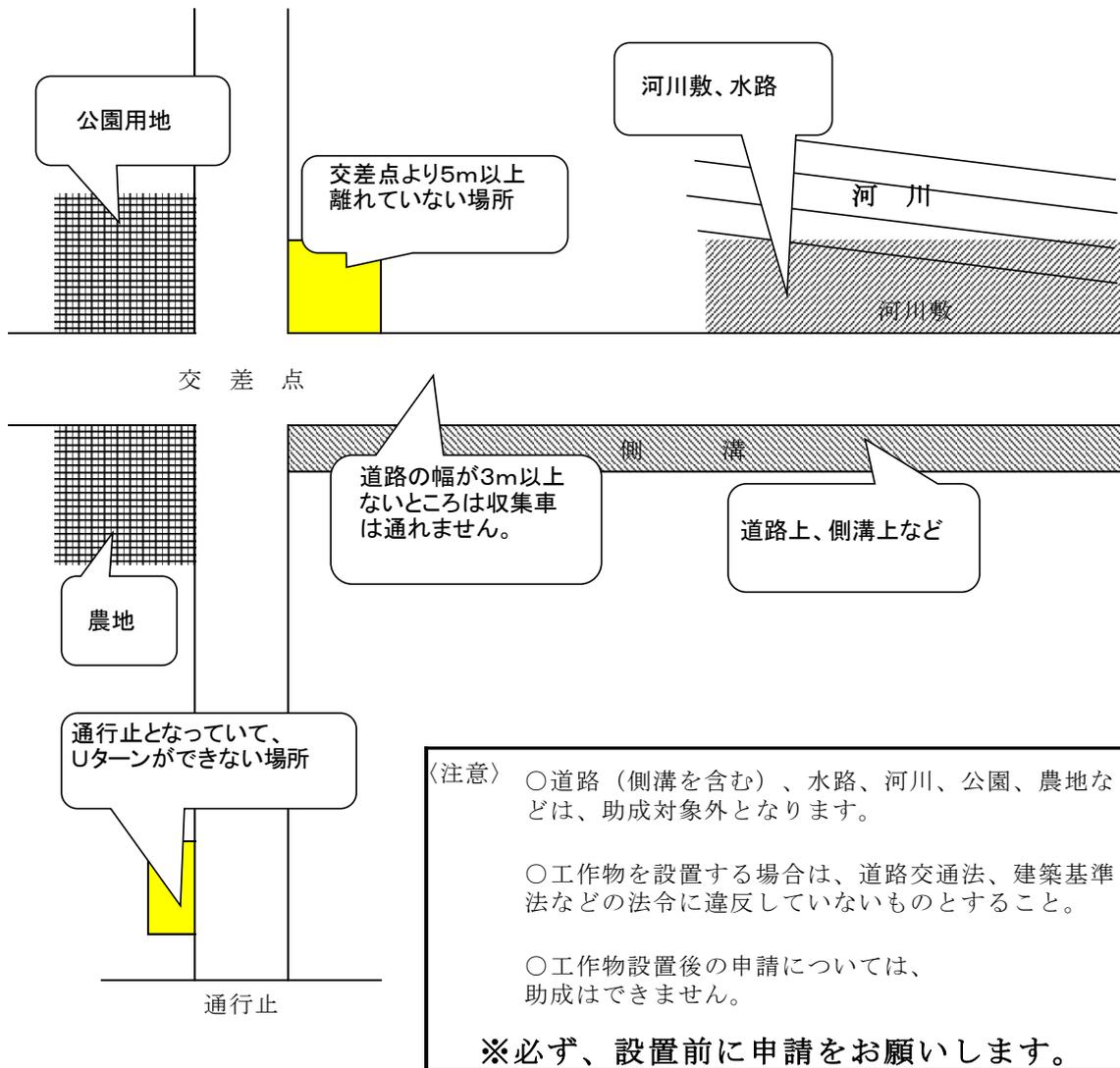
〈助成対象とならないもの〉

- ・土地の取得・借地等に要する経費
- ・土地の上に石やプランター等のものを置くだけで範囲を区切るもの、土地の整備及び看板設置等に要した費用
- ・オークション、個人売買で購入したもの、中古品

注意：申請前に設置及び整備した場合は、対象となりません。

助成対象外の設置場所(例) ⇒ 裏面をご覧ください。

【 助成対象外 の設置場所（例） 】



【 助成対象外 とするもの 】

○土地の上に石やプランター等の物を置くだけで範囲を区切るもの、土地の整地及び看板設置等に要した経費は、助成対象となりません。

助成対象者、助成額など ⇒ 次のページをご覧ください。

(3) 助成対象者

ごみ集積所を使用する町内会等の代表者

※市が「町会等に対する交付金」を交付している住民の自治組織又は集積所の維持管理を行っている福島市衛生団体連合会加入の団体とするが、良好な地域社会の維持及び形成に資する地域的な共同活動を行うことを目的とし、その活動を行っていると思われる組織も含まれます。

※アパート管理会社等は対象外とはなりません。

(4) 助成額

購入価格（消費税含む）の2分の1で、
集積所1箇所につき 50,000円を限度（100円未満は切捨て）
（土地の取得・借地等に要する経費は除かれます。）

2 申請受付期間

ごみ政策課へ事前にご相談ください。

交付決定後、3月10日までに事業を完了する必要があります。

また、当該年度の予算の上限に達した場合は受付終了となります。

3 申請受付場所

市役所5F ごみ政策課

具体的な申請方法 ⇒ 裏面をご覧ください。

4 申請方法

- (1) 申請前にごみ政策課へ事前連絡をお願いします。
まずは、電話でご相談ください。

「ごみ集積所設置」の手続きと「ごみ集積所構造物設置の助成」の手続きは別の手続きです。
新規のごみ集積所でごみ集積所構造物設置の助成を受けたい場合は、ごみ集積所設置等届出書を提出し、ごみ集積所設置等承認通知を受けてからごみ集積所構造物設置の助成の申請をしてください。

- (2) 設置場所の土地登記簿謄本、公図（字限図）を取得し、
助成要件を満たしているか確認する。⇒対象の場合のみ（3）へ
- (3) どのようなものを設置するのか検討し、業者から見積書を徴取する。
自作の場合は、構造図を作成し、業者から必要物品の見積書を徴取する。
※宛名は団体名でもらってください
- (4) 土地所有者から構造物設置及び整備の承諾書（任意の様式）をもらう。
- (5) 現況の写真を撮る。
- (6) ごみ政策課で申請手続きを行う。
申請にあたっては、下記の必要書類等を準備してください。
申請書の用紙は、ごみ政策課、市ホームページにあります。
(必要書類等)
- ① 申請書（裏面：集積所位置図、構造図（既製品は、カタログ可））
 - ② 公図（字限図）
 - ③ 設置場所の土地登記簿謄本
 - ④ 見積書（宛名は町内会などの申請をする団体名でもらってください）
 - ⑤ 土地所有者の承諾書
 - ⑥ 現況写真
 - ⑦ はんこ（申請者のもの）

※申請後、提出書類の審査・現地調査があるため、申請から交付決定まで概ね2週間ほど時間がかかります。申請からすぐには設置工事ができないため、余裕を持って事前相談・申請してください。

申請後の手続き等 ⇒ 次のページをご覧ください。

5 申請後の手続き等

(1) 交付決定通知書を受領する。

申請内容の審査後、市から交付の決定通知を郵送します。

(2) 設置工事契約、又は必要物品の購入

業者工事の場合は請負契約の締結、自作の場合は必要物品の購入が事業開始になります。

※必ず、交付決定通知を受領してから、事業を開始してください。

(3) 設置工事が完了し完成したら、設置後の写真を撮る。

(4) 業者へ工事代金を支払い、領収書を受け取る。

(5) ごみ政策課で実績報告の手続きを行う。

実績報告にあたっては、下記の必要書類等を準備してください。

実績報告書の様式は、ごみ政策課、市ホームページにあります。

(必要書類等)

① 実績報告書

② 領収書（写しでも可）…支払年月日、宛名（町内会などの申請をする団体名。個人名不可）、工事内容の記載（例「ごみ集積所整備工事代として」）
※レシートは不可です。

③ 完成写真

④ はんこ（申請時と同じもの）

(6) 確定通知書を受領する。

実績報告書内容の審査後、市から助成額の確定通知を郵送します。

(7) ごみ政策課で助成金の請求手続きを行う。

請求にあたっては、下記の必要書類等を準備してください。

請求書の様式は、ごみ政策課、市ホームページにあります。

① 請求書

② 振込先口座の通帳又はキャッシュカードの写し…金融機関名、支店名、預金種別、口座番号、口座名義カナが必要

③ はんこ（申請時と同じもの）

※実績報告時に請求関係書類を提出していただいても構いません。

(8) 助成金振込み

請求書を提出した日から概ね1ヶ月で振り込みます。

6 維持管理

この助成制度を利用いただき設置した集積所の使用にあたっては、申請者が自ら常に清潔に保ち、集積所の適正管理に努めていただくこととなります。

○申請手続き・お問い合わせは

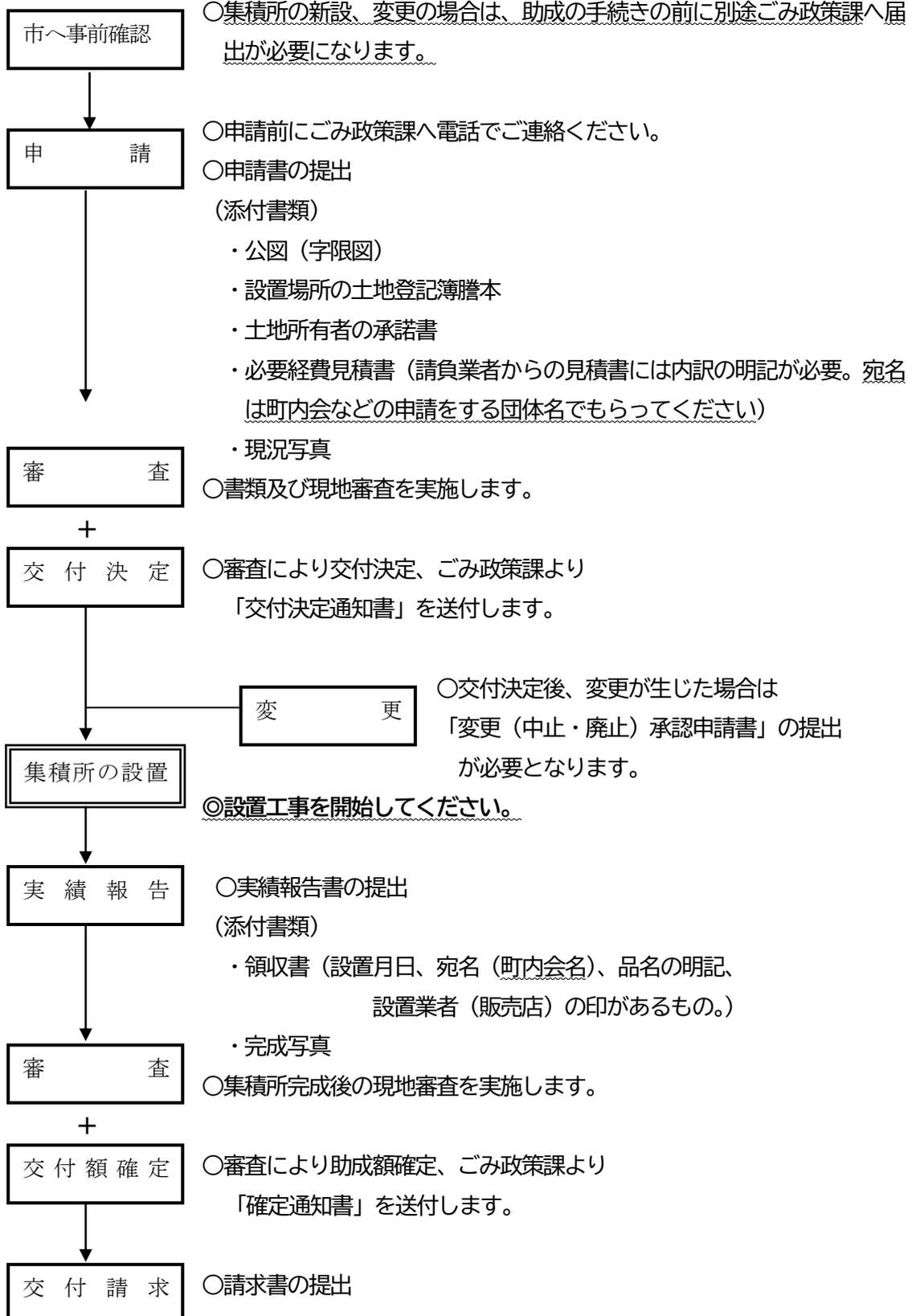
福島市役所 ごみ政策課

福島市五老内町3-1

電話 525-3744(直通)

【助成手続きの流れ】

※申請後、審査をして交付決定になってから、設置工事を開始してください。



(※実績報告書と一緒に提出しても構いません。)



助成金振込み